

令和2年定例会
予算決算常任委員会
医療保健子ども福祉病院分科会

説明資料

《議案補充説明》

1 【議案第2号、議案第6号、議案第7号】

令和2年度三重県一般会計予算等について 1

2 【議案第72号、議案第76号、議案第77号】

令和元年度三重県一般会計補正予算（第9号）等について 15

《所管事項説明》

1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例に

基づく報告について 21

令和2年3月11日
子ども・福祉部

1 令和2年度三重県一般会計予算等について

子ども・福祉部関係の令和2年度当初予算の総額等は次のとおりです。

なお、一般会計の債務負担行為については、2頁の表に整理しましたとおり、4件を計上しています。

また、特別会計につきましては、13頁から14頁に整理しました。

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度 6月補正後予算 (平成30年度 2月補正含む)	令和2年度 当初予算 (令和元年度 2月補正含む)	増減額	増減率
第3款 民生費	36,536,738 (36,634,970)	38,756,303 (38,800,730)	2,219,565 (2,165,760)	6.1 (5.9)
第4款 衛生費	1,649,030	1,830,388	181,358	11.0
第10款 教育費	1,334,095	1,329,620	△4,475	△0.3
一 般 会 計	39,519,863 (39,618,095)	41,916,311 (41,960,738)	2,396,448 (2,342,643)	6.1 (5.9)
三重県母子及び父子並びに寡婦 福祉資金貸付事業特別会計	281,738	241,965	△39,773	△14.1
三重県立子ども心身発達 医療センター事業特別会計	2,160,647	2,351,737	191,090	8.8
特 別 会 計	2,442,385	2,593,702	151,317	6.2

【一般会計】

議案第2号

令和2年度三重県一般会計当初予算

(債務負担行為)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
みえこどもの城の指定管理に係る協定	令和2年度～令和7年度	681,420
三重県母子・父子福祉センターの指定管理に係る協定	令和2年度～令和7年度	66,205
三重県視覚障害者支援センターの指定管理に係る協定	令和2年度～令和7年度	235,010
三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理に係る協定	令和2年度～令和7年度	741,285

公の施設の指定管理者の更新及び債務負担行為について

1 指定管理者制度の更新

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としており、令和3年3月31日をもって指定期間が満了する次の4施設について、債務負担行為を設定の上、更新にかかる手続きをします。

2 指定管理者の更新に伴う債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
みえこどもの城の指定管理に係る協定	令和2年度 ～令和7年度	681,420
三重県母子・父子福祉センターの指定管理に係る協定	令和2年度 ～令和7年度	66,205
三重県視覚障害者支援センターの指定管理に係る協定	令和2年度 ～令和7年度	235,010
三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理に係る協定	令和2年度 ～令和7年度	741,285

※令和2年度は契約行為のみ

3 指定管理者の指定の期間

県の指定管理者制度に関する取扱要綱第4条に規定する指定期間の標準に基づき、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

4 指定管理者の募集及び選定等に関する事項

(1) 募集の方法

指定管理者を公募により選定する予定です。

(2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理者候補者の選定にあたり、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めるため、有識者等で構成する指定管理者選定委員会を設置します。

選定委員会は、学識、経験、男女比などを考慮した上、有識者などによる5～7名程度の民間委員で構成することを予定しています。

(3) 審査の方法及び審査基準等の考え方

選定委員会では、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施した上で、次の選定基準等を基本に総合的な審査を行います。

県は、選定委員会の審査結果をふまえ、最適と認められる者を指定管理候補者として選定します。

〔選定基準〕

- ア 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
 - イ 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
 - ウ 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
 - エ 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
 - オ 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。
- なお、詳細な審査基準、配点については、選定委員会で決定します。

5 各施設の個別の基本的事項

施設別「指定管理者制度活用の方針」のとおりです。

6 今後の日程

- | | |
|--------|--|
| 令和2年4月 | 選定委員会公募委員の募集 |
| 7月 | 選定委員会の開催（審査基準・配点表を決定）
募集を開始（9月上旬まで） |
| 10月 | 選定過程の状況を常任委員会で報告
選定委員会による審査 |
| 11月 | 指定管理候補者の決定
議案提出 |
| 令和3年1月 | 指定管理者の指定 |
| 3月 | 指定管理者と協定を締結、引継 |
| 4月 | 指定管理者による指定管理を開始 |

「みえこどもの城 指定管理者制度活用の方針」

指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

(1) 施設の設置目的

みえこどもの城は、児童の健全育成及び児童に対する科学知識の普及を図ることを目的に、児童福祉法に基づく児童厚生施設として、児童に健全な遊び、体験、交流の場を与えてその健康を増進し情操を豊かにするとともに、地域の児童館の拠点となる施設として、本県の児童健全育成の中核を担う複合施設として設置しています。

(2) 施設運営の基本的な方向性

みえこどもの城は、児童の健全育成の向上を図ることを目的とする児童福祉法第40条に基づく児童館としての機能とともに、大型児童館（A型）として県内児童館への支援及び連絡調整等の役割を果たす中核的機能を有しています。

そのため、みえこどもの城では、今後も、芸術、体育、科学など児童のニーズに総合的に対応した遊びを提供するとともに、県内児童館の中核施設としての機能を発揮するものとします。

(3) 施設の概要

- ア 名称 みえこどもの城
- イ 所在地 松阪市立野町1291番地 松阪市中部台運動公園内
- ウ 構造規模等
 - ・敷地面積 6,520 m²
 - ・延べ床面積 4,399.41 m²
 - ・構造 鉄筋コンクリート4階建て

(4) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供していただくサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、次の「成果目標」を定めることを予定しています。

ア 業務の内容

- (ア) 児童の健全育成のため、みえこどもの城の施設及び設備を県民の利用に供する業務
- (イ) 児童の健全育成に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供に関する業務
- (ウ) 児童の健全育成に関する講演会、研修会、講座等の開催に関する業務
- (エ) 地域の児童館等の運営及びこれら相互の連携に関する指導又は助言に関する業務
- (オ) 前各号に掲げるもののほか、児童の健全育成を達成するために必要な事業に関する業務

イ 成果目標

(ア) 年間総利用者数	毎年度 22 万人
(イ) 児童健全育成拠点事業（移動児童館、地域協働事業、県内児童館とのネットワーク強化事業）の実施回数	毎年度 90 回
(ウ) 利用者の満足度	毎年度 80%

(5) 利用料金制採用の考え方

みえこどもの城の管理運営にあたっては、指定管理者の民間的発想に基づく柔軟かつ機動性のある経営を引き出し、多様な県民ニーズに対応できるサービス提供や効率的な施設運営を図るため、利用料金制を採用します。

(6) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次の示す額を上限とします。

指定管理料の総額 681,420 千円（5年間）

（内訳）令和3年度	136,284 千円
令和4年度	136,284 千円
令和5年度	136,284 千円
令和6年度	136,284 千円
令和7年度	136,284 千円

「三重県母子・父子福祉センター 指定管理者制度活用の方針」

指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

(1) 施設の設置目的

母子・父子福祉センターは、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（以下「法」といいます。）に規定する施設として、ひとり親家庭等に対して各種の相談に応じるとともに、生活指導および生業の指導を行うなど、ひとり親家庭等の福祉を総合的に増進することを目的として設置しています。

(2) 施設運営の基本的な方向性

ひとり親家庭等の就業と子育てを取り巻く環境は依然として厳しくなっており、ひとり親家庭等の生活の安定、自立を促進する上で、就業支援、相談支援、生活支援等を総合的に行う必要があります、その中心的役割を果たすものとします。

(3) 施設の概要

- ア 名称 三重県母子・父子福祉センター
- イ 所在地 津市桜橋二丁目131番地 三重県社会福祉会館4階内
- ウ 構造規模等
 - ・面積 175.64㎡
 - ・構造 鉄筋コンクリート造

(4) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供していただくサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、次の「成果目標」を定めることを予定しています。

ア 業務の内容

- (ア) ひとり親家庭情報交換会に関する業務
- (イ) 母子家庭等就業・自立支援センター等に関する業務
- (ウ) 母子・父子自立支援員研修業務

イ 成果目標

- | | | |
|---------------------|-----|--------------------------|
| (ア) ひとり親家庭情報交換会開催回数 | 毎年度 | 5回 |
| (イ) 就業実績 | 毎年度 | 求職件数に対する就業実績の割合
80%以上 |
| (ウ) 相談（就業・生活等）件数 | 毎年度 | 340件 |
| (エ) 就業支援講習会参加者数 | 毎年度 | 100人 |
| (オ) 母子・父子自立支援員研修回数 | 毎年度 | 3回 |

(5) 利用料金制採用の考え方

法の規定に基づき、利用料金は無料を基本としており、次期指定管理についても変更は行いません。

(6) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次の示す額を上限とします。

指定管理料の総額 66,205 千円（5年間）

（内訳）令和3年度 13,241 千円

令和4年度 13,241 千円

令和5年度 13,241 千円

令和6年度 13,241 千円

令和7年度 13,241 千円

「三重県視覚障害者支援センター 指定管理者制度活用の方針」

指定管理者制度活用にあたっての基本的事項

(1) 施設の設置目的

視覚障害者支援センターは、点字刊行物および視覚障がい者用の録音物の貸出、点訳および朗読のボランティア活動の育成および支援、視覚障がい者の日常生活および社会生活に関する相談を行うなど、必要な情報の提供および支援により、視覚障がい者の自立と社会参加を促すことを目的として設置しています。

(2) 施設運営の基本的な方向性

県の障がい者施策の基本的方向を定めた「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の基本理念である「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」をめざし、視覚障害者支援センターでは、点字図書館業務および視覚障がい者の生活相談・生活訓練等の業務を行うほか、講習会・講演会等の場として、視覚障がい者を支援する点訳ボランティア等にも施設の提供を行い、視覚障がい者の自立と社会参加の促進を図るものとします。

(3) 施設の概要

- ア 名称 三重県視覚障害者支援センター
- イ 所在地 津市桜橋二丁目131番地 三重県社会福祉会館1階内
- ウ 構造規模等
 - ・面積 705.70㎡
 - ・構造 鉄筋コンクリート造

(4) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供していただくサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、次の「成果目標」を定めることを予定しています。

ア 業務の内容

- (ア) 視覚障害者支援センターの管理運営に関する業務
- (イ) 視覚障害者支援センターの事業実施に関する業務

①点字図書館事業

- ・点字図書、録音図書等の貸出、閲覧、製作、編集
- ・点字図書等のプライベートサービス、図書情報誌の発行等

②生活支援等社会参加促進に関する事業

- ・点字・声の広報発行事業
- ・点訳・朗読奉仕員の養成
- ・視覚障がい者福祉情報等の発信
- ・生活訓練
- ・生活相談
- ・ITサポート事業
- ・視覚障がい者福祉の普及啓発
- ・デージー機器など視覚障がい者用情報機器等の貸出
- ・日常生活用具の展示紹介等
- ・避難行動セミナーおよび災害発生時における情報支援活動

イ 成果目標

- | | | | |
|---------------|-------|--------|------|
| (ア) 図書等の貸出数 | 令和7年度 | 84,000 | タイトル |
| (イ) 生活訓練の参加者数 | 毎年度 | 600 | 人 |

(5) 利用料金制採用の考え方

「身体障害者福祉法」の規定に基づき、利用料金は無料を基本としており、次期指定管理についても変更は行いません。

(6) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次の示す額を上限とします。

指定管理料の総額 235,010 千円 (5年間)

- | | |
|------------|-----------|
| (内訳) 令和3年度 | 47,002 千円 |
| 令和4年度 | 47,002 千円 |
| 令和5年度 | 47,002 千円 |
| 令和6年度 | 47,002 千円 |
| 令和7年度 | 47,002 千円 |

「三重県身体障害者総合福祉センター 指定管理者制度活用の方針」

指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

(1) 施設の設置目的

身体障害者総合福祉センターは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」といいます。)に基づく障害者支援施設および、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターA型として、身体障がい者の福祉を総合的に推進することを目的として設置しています。

(2) 施設運営の基本的な方向性

県の障がい者施策の基本的方向を定めた「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の基本理念である「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」をめざし、身体障害者総合福祉センターでは、訓練や障がい者スポーツの推進などを通じて、身体障がい者の自立と社会参加のための支援等の中心的役割を担うものとします。

(3) 施設の概要

- ア 名称 三重県身体障害者総合福祉センター
- イ 所在地 津市一身田大古曾 670 番地 2
- ウ 構造規模等
 - ・敷地面積 66,762.48 m²
 - ・延べ床面積 8,172.30 m²
 - ・構造 鉄筋コンクリート造等 平屋建

(4) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供するサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、次の「成果目標」を定めることを予定しています。

ア 業務の内容

(ア) 障害者支援施設に関する業務

障害者総合支援法の規定による次の障害福祉サービスの提供

- ①施設入所支援
- ②短期入所
- ③自立訓練(機能訓練、生活訓練)
- ④就労移行支援
- ⑤生活介護

(イ) 身体障害者福祉センターA型に関する業務

- ①各種相談の実施
- ②リハビリテーションの実施
- ③障がい者スポーツの推進
- ④宿泊室の運営
- ⑤福祉用具製品化支援事業の実施
- ⑥実習生およびボランティアの受入

イ 成果目標

(ア) 日中活動系サービス利用率	毎年度	80%
(イ) リハビリテーションの実施件数	毎年度	5,300件
(ウ) 三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭参加人数	毎年度	3,500人
(エ) 福祉用具相談指導件数	毎年度	350件

(5) 利用料金制採用の考え方

身体障害者総合福祉センターの管理運営にあたっては、指定管理者の民間的発想に基づく柔軟かつ機動性のある経営を引き出し、多様な県民ニーズに対応できるサービス提供や効率的な施設運営を図るため、利用料金制を採用します。

(6) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次の示す額を上限とします。

指定管理料の総額	741,285千円(5年間)
(内訳) 令和3年度	148,257千円
令和4年度	148,257千円
令和5年度	148,257千円
令和6年度	148,257千円
令和7年度	148,257千円

【特別会計】

議案第6号

令和2年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

(項目一覧)

(単位：千円)

項 目	R 1 当初	R 2 当初	増 減	説 明
(歳入)				
諸収入	269,454	229,881	△ 39,573	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金元利収入の減等
繰入金	12,284	12,084	△ 200	貸付事務費の減による一般会計繰入金の減
歳入合計	281,738	241,965	△ 39,773	
(歳出)				
貸付金	269,131	229,567	△ 39,564	貸付金の減
貸付事務費	12,607	12,398	△ 209	事務費の減
歳出合計	281,738	241,965	△ 39,773	

議案第7号

令和2年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算

(項目一覧)

(単位：千円)

項 目	R 1 当初	R 2 当初	増 減	説 明
(歳入)				
分担金及び負担金	115,399	119,799	4,400	措置入所収入の増
使用料及び手数料	916,762	914,913	△ 1,849	一般入院収入の減等
繰入金	1,093,843	1,287,980	194,137	一般会計からの繰入金の増
諸収入	11,805	12,731	926	雑入の増
国庫支出金	14,770	14,770	0	
財産収入	1,068	1,544	476	家屋貸下料の増
県債	7,000	0	△ 7,000	県債充当事業の皆減
歳入合計	2,160,647	2,351,737	191,090	
(歳出)				
運営事業費				
人件費	1,517,253	1,512,389	△ 4,864	給料等の減
運営事業費	621,569	811,463	189,894	診療等に係る経費の増
医療支援事業費	21,825	27,885	6,060	医療支援事業にかかる経費の増
歳出合計	2,160,647	2,351,737	191,090	

2 令和元年度三重県一般会計補正予算（第 9 号）等について

議案第72号、議案第76号および議案第77号の補正予算に係る子ども・福祉部関係分は、一般会計で2億7,613万4千円の減額、特別会計で1,281万2千円の減額となっており、その内訳は次の表のとおりです。

一般会計の主要項目については、16頁の表のとおりです。

なお、繰越明許費については、17頁の表に整理したとおり追加で4件を、債務負担行為については、18頁の表に整理したとおり追加で5件を計上しています。

また、特別会計については、19頁から20頁の表に整理しました。

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の予算額
第3款 民生費	37,043,643	△227,597	36,816,046
第4款 衛生費	1,637,520	△15,013	1,622,507
第10款 教育費	1,359,995	△33,524	1,326,471
一 般 会 計	40,041,158	△276,134	39,765,024
三重県母子及び父子並びに寡婦 福祉資金貸付事業特別会計	569,313	△738	568,575
三重県立子ども心身発達 医療センター事業特別会計	2,058,840	△12,074	2,046,766
特 別 会 計	2,628,153	△12,812	2,615,341

【一般会計】

議案第72号 令和元年度三重県一般会計補正予算（第9号）

子ども・福祉部

（単位：千円）

（主要項目一覧）

項 目	補正前の額	補正額	補正後の予算額	説 明
《民生費》 （主な増額補正）				
保護費				
生活保護扶助費	2,017,300	95,551	2,112,851	生活扶助および医療扶助の所要見込額の増加による増
生活保護法第73条関係負担金	621,433	19,660	641,093	各市町が支弁した保護費、保護施設事務費に係る県負担金の所要見込額の増加による増
障がい児福祉費				
障害児施設支援等事業費	2,443,142	18,117	2,461,259	障害児措置医療費等の所要見込額の増加による増
（主な減額補正）				
障害者介護給付事業費				
障害者介護給付費負担金	8,332,115	△167,560	8,164,555	市町が給付する介護給付費等に係る県負担金の所要見込額の減少による減
保育所事業費				
教育・保育給付事業費	6,281,605	△76,514	6,205,091	施設型給付費等の所要見込額の減少による減
児童手当事業費				
児童手当事業費	4,261,652	△74,223	4,187,429	児童手当法に基づく児童手当に係る県負担金の所要見込額の減少による減
《衛生費》 （主な減額補正）				
母子保健対策費				
不妊相談・治療支援事業費	471,472	△17,430	454,042	特定不妊治療費助成事業に係る所要見込額の減少による減
《教育費》 （主な減額補正）				
私立幼稚園振興費				
私立幼稚園教育関連事業費補助金	144,021	△24,816	119,205	心身障がい児助成事業補助金等の所要見込額の減少による減

(繰越明許費)

追加

(単位：千円)

項 目	繰 越 額	繰 越 理 由
《民生費》 UD(ユニバーサルデザイン)のまちづくり総合推進事業費 (地域公共交通バリア解消促進事業費)	45,500	労務者および資材(高力ボルト等)の確保に不測の日数を要したため
療育環境整備事業費 (子ども心身発達医療センター整備事業費)	7,691	用地測量の境界立会にあたって、地権者との調整に不測の日数を要したため
特別保育事業費 (放課後児童対策事業費補助金)	9,155	整備予定の建物の梁部分に用いる特注品(木材加工品)の調達に不測の日数を要したため
児童相談センター費 (管理運営費)	8,149	北勢児童相談所における湧水対策等工事に係る設計内容の見直しに不測の日数を要したため

(債務負担行為)

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
援護システム運用支援業務委託に係る契約	令和元年度～令和2年度	1,243
生活保護等版レセプト管理クラウドサービス運用業務委託に係る契約	令和元年度～令和2年度	1,452
三重県障害者手帳交付システム保守運用サポート業務委託に係る契約	令和元年度～令和2年度	1,677
高齢者・障害者住宅整備資金貸付金償還事務システムサポート委託に係る契約	令和元年度～令和2年度	66
知的障害者相談支援システム運用保守業務委託に係る契約	令和元年度～令和2年度	264

【特別会計】

議案第76号

令和元年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

（項目一覧）

（単位：千円）

項 目	補正前の額	補 正 額	補正後の予算額	説 明
（歳入）				
諸収入	269,454	8	269,462	預金利子収入見込額の増等
繰入金	12,284	△746	11,538	事務費に充当する繰入金の減
繰越金	287,575	0	287,575	
歳入合計	569,313	△738	568,575	
（歳出）				
貸付金	556,706	10	556,716	預金利子収入の充当による貸付可能額の増
貸付事務費	12,607	△748	11,859	報酬等の減
歳出合計	569,313	△738	568,575	

議案第77号

令和元年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第3号）

（項目一覧）

（単位：千円）

項 目	補正前の額	補 正 額	補正後の予算額	説 明
（歳入）				
分担金及び負担金	103,579	6,855	110,434	措置入所にかかる収入の増
使用料及び手数料	828,740	△17,659	811,081	一般入院収入の減等
繰入金	1,097,535	△1,540	1,095,995	一般会計繰入金の減
諸収入	12,894	270	13,164	雑入の増
繰越金	363	0	363	
国庫支出金	7,294	0	7,294	
財産収入	1,435	0	1,435	
県債	7,000	0	7,000	
歳入合計	2,058,840	△12,074	2,046,766	
（歳出）				
人件費	1,470,012	2,386	1,472,398	職員手当の増等
運営事業費	571,170	△13,682	557,488	委託料の減等
医療支援事業費	17,658	△778	16,880	報酬等の減
歳出合計	2,058,840	△12,074	2,046,766	

（債務負担行為）

追加

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
三重県立子ども心身発達医療センター施設設備管理等業務委託に係る契約	令和元年度～令和3年度	3,430

【所管事項説明】

1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例に基づく報告について

(1) 予算に関する補助金等に係る資料

・(条例第5条関係) 予算に関する補助金等に係る資料 22

頁

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:子ども・福祉部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
1	生活困窮者就労準備支援事業費等(日常生活自立支援事業・福祉サービス利用援助等事業)補助金	社会福祉法人三重県社会福祉協議会 津市桜橋2-131	178,876 (未定)	判断能力に不安のある認知症高齢者や知的障がい者等が安心して暮らしていけるよう、三重県社会福祉協議会が行う福祉サービスの利用援助等を支援する。	(目的・理由) 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方が自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用援助等を行い、その方の権利擁護に資する。 (根拠) 子ども・福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 判断能力が不十分な者が自立して地域で生活できるよう福祉サービスの利用援助等を行うことにより、その者の権利擁護を図るものであり、公益性がある。	地域福祉課	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	福祉サービス利用支援事業費
2	福祉活動指導員設置費補助金	同上	36,000 (R3.1)	三重県社会福祉協議会の福祉活動指導員の人件費に対して助成する。	(目的・理由) 三重県社会福祉協議会の活動の強化を図り、民間社会福祉活動の充実、発展を推進する。 「社会福祉協議会活動の強化について」(平成11年4月8日付け厚生省社会・援護局長通知) (根拠) 子ども・福祉部関係補助金等交付要綱	外部経済 三重県社会福祉協議会の活動を強化することにより、民間社会福祉活動の充実、発展を図るものであり、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。	同上	同上	同上	同上	民間福祉団体等協働事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:子ども・福祉部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
3	三重県交通施設バリアフリー化設備モデル整備補助金	近畿日本鉄道株式会社 大阪府大阪市天王寺区上本町6-1-55	62,866 (未定)	鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化に要する経費の一部を補助する。	(目的・理由) 公共交通機関を利用する際に、だれもが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化を支援する。 (根拠) 子ども・福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム だれもが安全で自由に移動できるよう、駅舎の段差解消、内方線整備等のバリアフリー化を支援することは、最低限度の生活環境基準を確保するために必要であり、公益性がある。	地域福祉課	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	UD(ユニバーサルデザイン)のまちづくり総合推進事業
4	施設型給付費・地域型保育給付費補助金	未定 (県内市町)	未定 (未定)	特定教育・保育施設に係る施設型給付費等の支給に要する費用を補助する。	(目的・理由) 特定教育・保育施設等の設備及び運営に関する基準を維持する。 (根拠) 子ども・福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 施設型給付費等を支弁することにより、子どもが健やかに成長するよう支援するものであり、公益性がある。	少子化対策課	同上	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所事業費
5	認定こども園施設整備交付金	同上	同上	学校法人及び社会福祉法人が設置する認定こども園の施設整備に対して補助を行う。	(目的・理由) 認定こども園の設置を促進する施設整備事業を市町が実施するために必要な経費について交付金を交付する。 (根拠) 子ども・福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 認定こども園の設置を促進し、子どもを安心して育てることができる体制を整備するものであり、公益性がある。	同上	教育費	私立幼稚園費	私立幼稚園費	私立幼稚園振興費

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:子ども・福祉部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
6	私立幼稚園等振興等補助金	未定 (学校法人)	未定 (未定)	私立幼稚園等の教育に係る経常的経費に対して補助を行う。	(目的・理由) 私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。 (根拠) 子ども・福祉部関係補助金等交付要綱	外部経済 私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上を支援するものであり、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。	少子化対策課	教育費	私立幼稚園費	私立幼稚園費	私立幼稚園振興費
7	家庭支援推進保育事業費補助金	未定 (県内市町)	同上	日常生活における基本的な習慣な態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童に対し、加配保育士の配置を行う私立保育所等を支援する事業を実施する市町に対して補助を行う。	(目的・理由) 家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図る。 (根拠) 子ども・福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図るものであり、公益性がある。	同上	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:子ども・福祉部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
8	保育体制強化事業費補助金	未定 (県内市町)	未定 (未定)	保育に係る周辺業務に従事する保育支援者を新たに配置し、保育士の負担軽減を図る私立保育所等を支援する事業を実施する市町に対して補助を行う。	(目的・理由) 保育体制強化事業の実施を支援することで、保育士の負担軽減や職場環境改善を図り、保育士確保、待機児童解消につなげる。 (根拠) 子ども・福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 保育士の負担軽減、職場環境改善を実施する市町に対して補助を行うことにより、子どもたちにとって安全・安心な保育環境の充実に支援するものであり、公益性がある。	少子化対策課	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所事業費
9	子ども・子育て支援事業費補助金	同上	同上	幼児教育・保育の無償化に伴い必要となる、自治体システム改修費および事務費を補助する。	(目的・理由) 幼児教育・保育の無償化に伴い必要となる、自治体システム改修費および事務費を交付することにより、事業の円滑な推進を図る。 (根拠) 子ども・福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 重要な少子化対策である幼児教育・保育の無償化の取組を進め、質の高い幼児教育の機会を保障することで、子どもが健やかに成長するよう支援するものであり、公益性がある。	同上	同上	同上	同上	同上
10	低年齢児保育充実事業費補助金	同上	同上	0、1歳児が定員等の1割以上入所している私立保育所及び私立幼保連携型認定こども園であって、保育士の配置基準を超えて、保育士1人を年度当初から配置する保育所等に対して補助する。	(目的・理由) 入所待機となることが多い低年齢児保育の需要に対応し、子育て環境の向上を図る。 (根拠) 子ども・福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 保育士の配置基準を超えて、保育士を年度当初から配置する保育所等に対して補助することにより、入所待機となることが多い低年齢児の入所を支援するものであり、公益性がある。	同上	同上	同上	同上	特別保育事業費

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:子ども・福祉部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
11	地域子ども・子育て支援事業費補助金	未定 (県内市町)	未定 (未定)	<p>地域子ども・子育て支援事業(※)を実施する市町に対して補助を行うことにより、子ども・子育て家庭を支援し、子育て環境の充実を図る。</p> <p>※地域子ども・子育て支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・一時預かり事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・子育て短期支援事業 ・子育て援助活動支援事業 ・延長保育事業 ・病児保育事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・放課後児童健全育成事業 	<p>(目的・理由)</p> <p>市町子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される地域子ども・子育て支援事業の実施を支援する。</p> <p>(根拠)</p> <p>子ども・福祉部関係補助金等交付要綱</p>	シビルミニマム 地域子ども・子育て支援事業を実施する市町に対して補助を行うことにより、子ども・子育て家庭を支援するものであり、公益性がある。	少子化対策課	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	特別保育事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:子ども・福祉部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
12	放課後子ども教室推進事業費補助金	未定 (県内市町)	未定 (未定)	学校・家庭・地域が連携協力し、地域住民等の参画により、地域の実情に応じて実施される放課後子ども教室を市町が支援する事業に対して補助を行う。	(目的・理由) 放課後や週末等に小学校内外における施設を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと共にスポーツ・文化活動等の様々な体験活動、地域住民との交流活動や学習活動等の取組を推進する。 (根拠) 子ども・福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 放課後子ども教室推進事業費補助金等を交付することにより、子どもが健やかに成長するよう支援するものであり、公益性がある。	少子化対策課	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	放課後子ども教室推進事業費
13	三重県病児保育施設整備費補助金	同上	同上	市町や社会福祉法人等が設置する病児保育施設の施設整備に対して補助を行う。	(目的・理由) 病児保育施設の設置を促進する施設整備事業を市町が実施するために必要な経費について補助金を交付する。 (根拠) 子ども・福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 病児保育施設の設置を促進し、子どもを安心して育てることができる体制を整備するものであり、公益性がある。	同上	同上	同上	同上	特別保育事業費

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:子ども・福祉部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
14	児童家庭支援センター運営事業費補助金	未定 (社会福祉法人)	20,754 (未定)	児童家庭支援センターの運営に要する経費を補助する。	(目的・理由) 社会福祉法人等が設置する児童家庭支援センターの運営に要する経費を補助することにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。 (根拠) 子ども・福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 児童家庭支援センターの運営を支援することにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図るものであり、公益性がある。	子育て支援課	民生費	児童福祉費	児童福祉施設費	児童虐待防止総合対策事業費
15	同上	同上	17,498 (未定)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
16	同上	同上	12,718 (未定)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
17	同上	同上	15,644 (未定)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
18	同上	同上	16,643 (未定)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:子ども・福祉部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
19	児童養護施設等整備費補助金	未定 (社会福祉法人)	31,184 (未定)	児童養護施設等の施設及び設備の整備に要する経費を補助する。	(目的・理由) 社会福祉法人等が設置する児童養護施設等の施設整備に要する経費を補助することにより、施設入所児童等の社会的自立の促進等を図る。 (根拠) 子ども・福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 社会的養護が必要な児童を入所させる児童養護施設等を整備し、施設入所児童等の処遇の向上及び社会的自立の促進を図るものであり、公益性がある。	子育て支援課	民生費	児童福祉費	児童福祉施設費	児童虐待防止 総合対策事業費
20	障害者施設整備事業費補助金	未定	未定 (未定)	障がい児・者施設等の施設及び設備の整備に要する経費を補助する。	(目的・理由) 社会福祉法人等が設置する障がい児・者施設等の施設及び設備の整備に要する経費を助成することにより、障害福祉サービスの基盤の充実等を図る。 (根拠) 子ども・福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 障がいのある方が、必要な福祉サービスを受けられる基盤を整備することは、生活環境を確保するために必要であり、公益性がある。	障がい福祉課	民生費	社会福祉費	障がい者福祉費	地域生活移行 推進事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:子ども・福祉部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
21	点字図書館運営事業費補助金	社会福祉法人伊賀市社会事業協会 伊賀市朝屋739-2	25,452 (R2.12)	社会福祉法人等が設置する点字図書館の運営にかかる経費を補助する。	(目的・理由) 点字・録音図書の貸出や閲覧等を通じて視覚障がい者が必要な情報を入手できるよう支援する。 (根拠) 子ども・福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 視覚障がい者や支援者等が必要とする情報入手できる環境を整え、障がい者の社会参加を促進することは、生活環境を確保するために必要であり、公益性がある。	障がい福祉課	民生費	社会福祉費	障がい者福祉費	障がい者社会活動推進事業費
22	障がい者スポーツ運営事業費補助金	社会福祉法人三重県厚生事業団 津市一身田大古曾670-2	34,972 (R2.4)	社会福祉法人等が実施する障がい者スポーツの普及および技術の向上を図る経費に対して補助する。	(目的・理由) 全国障害者スポーツ大会や東京オリンピック・パラリンピックに向けて、障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図り、障がい者の自立と社会参加を推進できるよう支援する。 (根拠) 子ども・福祉部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 障がい者スポーツの推進は、障がい者がスポーツをきっかけとして自立と社会参加を果たし、障がい者福祉の向上に資するものであり、公益性がある。	同上	同上	同上	同上	同上